

鹿角市物品調達等公募型見積合わせ実施要綱

平成26年 2月24日訓令第6号

(目的)

第1条 この要綱は物品の購入、修繕、製造及び借入並びに印刷物の制作（以下「物品調達等」という。）を公募型見積合わせにより契約を行う場合の取扱いについて、鹿角市財務規則（平成11年鹿角市規則第12号。以下「規則」という。）その他法令等に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、公募型見積合わせとは、物品調達等の見積合わせにおいて、見積りの相手方を特定せず、一定の資格を有する見積参加希望者からの見積書により、契約の相手方を決定する方式をいう。

(参加資格等)

第3条 前条の公募型見積合わせに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とする。

(1) 鹿角市入札参加資格に関する要綱（平成22年訓令第73号）に規定する物品調達及び役務提供等の入札参加資格者名簿に登録されていること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 鹿角市競争入札等事務処理要綱（平成22年訓令第71号）の規定により鹿角市の指名停止期間中でないこと。

2 契約権者は、前項の規定に加えて、公募型見積合わせに参加できる者の要件を付することができる。

(対象となる物品調達等)

第4条 この要綱の対象となる物品調達等は、契約検査室長へ依頼のあった調達案件のうち予定価格が規則第114条に定める額の範囲で契約検査室長が選定する。

(調達案件の公開)

第5条 公募型見積合わせは、随時行うものとし、調達する物品等の調達番号、調達名称、規格、数量、納入期限、納入場所、見積書提出日時、提出場所及びその他必要事項を見積依頼票（様式第1号）により市ホームページ及び契約検査室等で公開するものとする。

(見積書の提出)

第6条 見積書（様式第2号）は、封筒に入れ封かんし、その封皮に商号又は名称、調達番号、調達名称、及び「見積書在中」と記入し指定された方法により提出期限までに契約権者へ提出しなければならない。

2 提出した見積書は、開封の前後を問わず書換え、引換え又は撤回は認めないものとする。

(契約の相手方の決定)

第7条 契約権者は、見積参加者のうち予定価格の制限の範囲内で最低の価格を見積もった者を契約の相手方とする。

2 契約決定となるべき同額の見積りが2者以上から提出された場合は、当事者によるくじで契約の相手方を決定する。

3 公募型見積合わせの結果、契約の相手方が決定した時は、速やかに当該契約の相手方に通知するものとする。

(見積依頼票に関する質問)

第8条 見積依頼票の内容に不明な点がある場合は、見積依頼票に対する質問書（様式第3号）により見積依頼票に示す質問書等提出期間内に指定する場所へ提出するものとする。

2 前項の質問書に対する回答は、契約依頼課等で行うものとする。

(見積書の提出がない場合の手続)

第9条 見積書の提出期限までに見積書の提出がない場合は、再度の公募型見積合わせを行うものとする。ただし、再度の公募型見積合わせが適当でないと判断したときは、その他の方法による執行、又は契約依頼課等へ仕様等の精査を求めることができる。

(予定価格に達した見積者がいない場合の手続)

第10条 公募型見積合わせの結果、有効な最低見積価格が予定価格に達しないときは、再度の公募型見積合わせを行うこととする。この場合は、前回の公募型見積合わせで提出された見積書

の見積金額のうち最低金額を併せて公開するものとする。

- 2 前項の規定によらず、契約権者の判断により、最低価格を提示した者と随意契約の協議、又は契約依頼課等へ仕様等の精査を求めることができる。

(公募型見積合わせの取りやめ)

第11条 見積参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、公募型見積合わせを公正に行うことができないと認めるときは、公募型見積合わせを延期し、又は取りやめすることができる。

- 2 天災、地変その他やむを得ない事情が生じたときは、公募型見積合わせを延期し、又は取りやめすることができる。
- 3 前2項の場合において、公募型見積合わせを取りやめたときは、速やかに、市ホームページへの掲載及びその他の方法により見積参加者及び見積参加希望者へ周知しなければならない。(同等品の承認)

第12条 見積参加希望者は同等品による見積書の提出を希望する場合は、承認申請期限までに同等品承認願(様式第4号)により同等品承認の願い出をし、契約依頼課等から承認を得た後に見積書を提出することができるものとする。

- 2 前項の規定により同等品による見積書を提出する場合は、同等品承認願を見積書に添付して提出しなければならない。
- 3 前2項により承認を得た同等品の申請内容に虚偽、錯誤等があり、契約締結後に仕様を満たしていないことが判明した場合には、その一切の責任は契約の相手方に帰属するものとする。ただし、該当する見積依頼書に瑕疵(かし)があった場合は、この限りでない。

(見積書の無効)

第13条 次のいずれかに該当する見積書は無効とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない者が提出した見積書
- (2) 同一の調達案件について、2以上の見積書を提出した者の見積書
- (3) 記載及び押印に不備がある見積書
- (4) 金額を訂正した見積書
- (5) 鉛筆書き(黒又は青の万年筆又はボールペン以外)の見積書
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積書
- (7) 見積依頼票に定める条件に違反して提出された見積書
- (8) 再度の公募型見積合わせにおいて、前回の最低見積金額と同額又はこれを超える金額の見積書
- (9) その他公募型見積合わせの円滑な遂行を妨げる行為等を行った者が提出した見積書

(契約の辞退)

第14条 第7条第3項の通知を受けた者から、契約の辞退があった場合に、次順位者の見積金額が予定価格以下のときは、その者の見積金額により次順位者を契約の相手方とすることができる。

(契約保証金)

第15条 規則第122条第1項のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

(結果の公表)

第16条 公募型見積合わせの結果は、調達番号、調達名称、契約者名、契約金額を市ホームページ及び契約検査室等で公表するものとする。

- 2 前項の規定による公表を除き、公募型見積合わせの結果に関する照会には、応じないものとする。

(審査請求)

第17条 契約権者は、見積参加者から見積書提出後に、この要綱及び見積依頼票について不明又は錯誤等を理由に審査請求があっても、一切受け付けないものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めのない事項は、関係法令、規則等によるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年3月1日から施行する。